

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
第831回（非公開会合）議事概要

1. 日時：令和2年2月6日（木）10時00分～12時00分

2. 場所：原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室

3. 出席者：

原子力規制委員会 山中委員

原子力規制庁 山形緊急事態対策監、田口安全規制管理官、渡邊安全規制調整官、
岩田安全管理調査官、他13名

九州電力株式会社 原子力発電本部 副本部長 他28名

4. 議題

(1) 九州電力（株）玄海原子力発電所第3・4号機の特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査について

(2) 九州電力（株）川内原子力発電所の特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定変更認可申請について

(3) その他

5. 配布資料

資料1-1 玄海原子力発電所3・4号機 特定重大事故等対処施設に係る工事計画認可申請について（第2回工事計画認可申請）

資料1-2 玄海原子力発電所3・4号機 特定重大事故等対処施設に係る工事計画認可申請について（第3回工事計画認可申請）

資料2-1 川内原子力発電所特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定変更認可補正申請に係る審査会合における指摘事項回答

資料2-2 川内原子力発電所特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定変更認可補正申請の概要について

資料2-3 川内原子力発電所特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定変更認可補正申請に係る審査会合における指摘事項回答（参考資料）

6. 議事概要

（議題1）

(1) 九州電力から、資料1-1及び資料1-2を用いて、玄海原子力発電所第3・4号機の特定重大事故等対処施設に係る工事計画認可申請について説明があった。

(2) これに対し、原子力規制委員会は、必要な指摘を行うとともに、今回の指摘に対する回答を含め、次回以降の審査会合等において、引き続き審査を実施していく旨伝えた。

(3) 九州電力から、了解した旨の回答があった。

(議題2)

- (1) 九州電力から、資料2-1を用いて、川内原子力発電所の特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定変更認可申請に関し、前回会合における指摘事項に対する回答について説明があった。また、資料2-2を用いて、補正申請の概要について説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制委員会は、必要な指摘を行うとともに、今回の指摘に対する回答を含め、次回以降の審査会合等において、引き続き審査を実施していく旨伝えた。
- (3) 九州電力から、了解した旨の回答があった。

以上